

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
福島県における緊急事態措置を受けた対応について

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、福島県知事は4月20日に緊急事態措置を発しました。これにより、大学は特別措置法により休止の協力要請をされる施設となりました。一方、病院等の医療施設は社会生活を維持する上で必要な施設として、基本的に休止を要請されない施設となっています。

このような状況を鑑み、本学においては、病院機能は従来どおり維持しつつ、その他の業務については、必要最低限の人員体制とすることで、人と人との接触機会を極力減らす努力が求められています。

については、下記により教職員、学生の接触の機会を低減する取組を進めることとしましたので、全ての教職員、学生においては、取組の趣旨を十分に理解した上で、改めて、本学の使命・役割を自覚し、感染防止対策の徹底をお願いします。

また、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策の実施、大型連休中の不要不急の外出自粛、3密(密閉・密集・密接)に該当する場所への訪問自粛等についても引き続き徹底をお願いします。

記

- 1 時差出勤、在宅勤務、年次有給休暇等も活用し、緊急事態措置期間中における各所属の人員体制を必要最低限とすること。
- 2 緊急事態措置期間中は、学内における行事等を原則中止または延期とすること。
- 3 当面の間、学生の学内立入は原則禁止とする。
- 4 当面の間、附属学術情報センター図書館及び展示館は休館とする。

令和2年4月21日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 竹之下 誠一